

第2回  
「三重県地震・津波対策都市計画指針（仮称）」  
策定に関する小委員会

議 事 録

平成26年12月3日

第2回「三重県地震・津波対策都市計画指針（仮称）」  
策定に関する小委員会 議事録

1. 開催日 平成26年12月3日（水）
2. 開催時間 午前9時00分
3. 閉会時間 午前10時30分
4. 開催場所 じばさん三重 5階 研修室5（四日市市安島1丁目3番18号）
5. 議題 「三重県地震・津波対策都市計画指針（仮称）」について
6. 出席員の氏名（議席番号は三重県都市計画審議会と同一）
  - 第1番委員 朝日 幸代
  - 第2番委員 村山 顕人
  - 第4番委員 柳川 貴子
  - 臨時委員 川口 淳

## 第2回「三重県地震・津波対策都市計画指針（仮称）策定に関する小委員会

### ●事務局

皆様、おそろいになりましたので、定刻より少し早いですが、ただ今から第2回「三重県地震・津波対策都市計画指針（仮称）」策定に関する小委員会を開催いたします。

私、本日司会を担当いたします、県土整備部都市政策課長の 中嶋 でございます。よろしくお願い申し上げます。

早速ですが、朝日委員長に、これからの進行についてよろしくお願い申し上げます。

### ●委員長

おはようございます。これからの私の方で、進行をさせていただきます。委員の皆様には、スムーズに進行できますよう、ご協力をお願い致します。

まず、小委員会の議事録の署名者2名を、三重県都市計画審議会運営要綱第10条の規定に準じ、委員長から指名させていただきます。村山委員、柳川委員のお2人に署名委員をお願い致します。

次に、本日出席されています委員の人数は4人ですので、委員総数の2分の1以上であり、三重県都市計画審議会条例第6条第2項の規定に準じ、本小委員会は成立致しました。

それでは、議案の審議に入る前に、まず、審議の公開について、ご審議いただきたいと存じます。三重県都市計画審議会運営要綱第8条第1項では、非公開とできる場合を規定していますが、今回ご審議いただきます議案につきましては、非公開とできる場合に該当しないため、公開としたいと存じますが、いかがでしょうか。

異議はないようですので、公開する事と決定致します。

それでは、本日の傍聴人につきまして、事務局より報告をお願い致します。

### ●事務局

はい、本日の小委員会につきましては、一般傍聴者及び報道関係者ともございません。

### ●委員長

今回は、傍聴者はいないようです。

続きまして、本日の資料について、確認をさせていただきます。事務局から確認をお願い致します。

### ●事務局

はい、本日の資料につきまして、確認をさせていただきます。お手元には、事項書と、それから、青いカラーになっています「第1回小委員会からこれまでの経過等説明」というパワーポイントの図

示、それから、委員の皆様には、適用その他、詳細、これまでの経過を詳細に綴ったものや、地震・津波に関するようなデータのものをご参考にお手元に置かせていただいている状況です。よろしくお願い致します。

## ●委員長

それでは議案の審議に入りたいと存じます。さて、本日、ご審議いただきます議案は、「三重県地震・津波対策都市計画指針（仮称）」の骨子等についてです。それでは、まず、第1回小委員会からこれまでの経過等事務局から説明をお願い致します。

## ●事務局

それでは、第1回小委員会からこれまでの経過等説明という事で、お手元の資料、カラーのものと、それから、少し横手になりますが、こちらの方、パワーポイントの方でもご説明させていただきたいと思っております。「第1回の小委員会概要について」10月15日に開催されておりました小委員会です。いただいた主な意見ですけれども、4つほどございます。1つ目が「市町が地域の特性を生かした都市計画を進められるよう、県は、市町が活用できる様々な関連資料や、選択肢を提供していくべきだ。」という意見をいただいております。2つ目に、「県として、市町単位で災害に強い都市づくりを進めるだけでなく、複数の市町が連携して都市づくりを進めていく必要性を示すことも重要」という点においてもいただきました。3つ目に、「本指針を策定する上で、地震・津波だけでなく、土砂災害や風水害など、様々な自然災害についても考慮して行くべきである」と意見をいただきまして、今回、この点については、特に、論点の1つとさせていただきます。4つ目に、「災害対策を都市計画に反映していくうえで、防災の観点、減災の観点、復興の観点を考慮する」という意見をいただきました。

その後の経過と致しまして、市町との検討については、11月5日に開催いたしました、「第3回県市町検討会」に、17市町、26名の方が参加いただきまして、小委員会の報告をした上で、市町、それぞれの区域におけます、右のような課題図を提供しまして、津波浸水や震度等の想定から読み取れる、課題の抽出を考慮した上での、組織上の課題について検討致しました。

結果につきましては、次のところですが、全体を通しまして出た意見というのは、三重県沿岸部に市街地が形成されているという事もありまして、既存市街地の大半が、浸水域になるという中で、今回法改正がありました都市再生特別措置法にあります立地適正化計画を策定する際などにおきまして、どういったまちづくりを反映していけば良いのか、全体をとおして、これからの方向についての質問が多くあり、その他、土地利用、都市施設関連、広域調整という点でも意見をいただいております。

主な意見と致しましては、低層の住居専用地域が浸水域になっている場合や、庁舎、利用施設などの重要な施設などが浸水域にある、というような事。これはもう、最初の話しとほとんど一緒ですが、あわせて、浸水域にある中で、避難路が狭いであるとか、適切な場所に避難ビルがないというような事もあります。さらに単独の市町で対策をするのは困難な状況であるという事も、提案がありました。

次に県の中での調整で、経過②庁内検討です。庁内検討におきましては、対象とする災害につきまして、先生方からいただいた意見を提案させていただいた中で、頻度が高く、ダメージの比較的小さい風水害は、長期的スパンで土地利用を誘導する都市計画では、馴染みにくいのではないかとこの事

で、これについては私どもで、こういった状況を検証していくとお答えしています。

次に対象とする施策の範囲についてという事で、防潮堤や河川改修といったハード整備はそれぞれ、地震津波行動計画などに基づきまして、計画的に実施して行くという、ハード側の回答がある中で、都市における対策に関する指針である事から、今回の方向としましては、現状の防災、減災施設の整備計画を前提として上で、都市計画の手法を用いて、防災や減災に繋がる、施設配置や土地利用を中心に示したらどうかという事で、本日、その方向で委員の皆様にお諮りしたいと考えているところです。

次に、今後の改定作業を整理します。図は現行の都市マスタープラン、改訂する都市マスタープランへの流れを示しています。現行の都市マスタープランの中には、真ん中にあるように将来像、基本理念、それから土地利用計画の方針や施設の配置方針、都市防災の方針、まちづくりの方針などがございまして。この中で、特に将来像基本理念の中には、都市の特徴を生かした、目標や理念を掲げるとともに、方向を示していくという事で、現在は、集約型都市構造を目指す事が書かれています。

また、右側の方に行きまして、都市防災に関する方針につきましても、一切書かれていないわけではなく、風水害や火災などの都市災害の防止や、その被害の軽減といった内容については、既に記載はされているところです。

今回、マスタープランを改定する大きな方向としては、前回もお話したように集約型都市構造コンパクトとネットワークを兼ね合わせて、都市の人口の対流の増加を目指すとともに、機能をそれぞれの拠点、あるいは都市同士が補完し合う事で、重複するような機能を出来るだけ減らしながら、必要な施設等を効果的に使っていこう、という考え方が左側です。

次に右側ですが、災害等を考慮して都市づくりの考え方を整理しています。今回ご提示したい内容、赤の白抜きの字で書いてありますように、審議会にいただきました地震津波災害を考慮した都市づくりの考え方の部分は、大きな都市構造の影響するものでありますので、地震津波災害を中心として進めたいと考えています。

また、右側の大規模な自然災害の中で、広島で発生しましたような土砂災害につきましても、都市づくりの考え方の整備において、上記の風水害、火災等の災害防止や軽減などと合わせ、マスタープランへの明示していく方向が事務局の案でございまして。

このため、地震津波災害についての指針を作成し、防災の考え方としてマスタープランを策定する中で、その一つとして大規模な土砂災害についても整理をしていく方向で検討しています。緑で書いております都市マスタープラン改定基本方針は、次年度から着手したいと考えていますが、この方針へ盛り込ませ、最終的には、市町や県のマスタープランの改定へ進む、というような流れになると考えております。

本小委員会で、ご検討頂く内容としましては、今回、言われています、赤色の白抜き文字部分の地震津波だけでなく、大規模土砂災害に広げるという事について、この審議会の了承を得られれば、と思っているところです。

次に、本日の議論いただきたいポイントでございまして。これまでの第一回目以降の意見をうまく反映した内容になっているか、というような事が一つです。決定したい内容としましては、指針に関する審議という事で、一つ目に「対象とする災害、規模の範囲」という事があります。二つ目に「対象

とする都市計画を策定していく上での視点」という事に関してです。これらを整理いたしまして、本審議会への報告内容として整理をさせていただきたいと思っております。

今日は、限られた時間での小委員会となりますので、内容は整理したものにしております。これからご議論頂く内容を説明させていただきます。

まず、災害に関する図を示しております。三重県における災害状況、想定も含めてですが、発生頻度と被害規模の関係で、まず、縦軸の左側が被害規模で、人的被害、死者数を示しております。右側が被害規模で、建物被害、全壊を示していますが、図の表示は、○印が人的被害、△が建物被害です。見ていただきますと、縦軸の被害が指数目盛で数字が伸びていますので、ちょっと見にくいところもありますが、比例という事ではなく指數的にとらまえていただきたいと思います。次に、横軸に発生間隔、つまり発生頻度を取っております、概ねの発生間隔に書いているところです。ここで、地震津波というものの被害が人的被害、建物被害においても非常に大きいことがわかります。

伊勢湾台風については、三重県内でも1200人以上の死者が出まして、多くの建物被害が出ておりますが、概ね対策が講じられたことで、整備後台風や高潮による被害というのは発生していない状況でございます。さらに、近年におきまして、発生している中では、平成16年の豪雨災害、これ土砂災害がありまして、死者数9名で、紀伊半島大水害における県内の被害は2名でしたが、奈良、和歌山の土砂ダム等の土砂災害につきまして、72名もの死者を出しています。こういったところから、地震津波の規模は飛び抜けて大きく、その次にくる風水害に関しては、事前の情報であるとか、今では詳細に提供されていますし、危険情報も出されている中で、風水害のうち集中豪雨や台風といったものについては、ある程度カバー出来ている状況です。しかし、急激に起こります土砂災害については、やはり事前のというよりは、区域を指定するなどして、危険性を周知するというような流れになって来ています。このため、防災、減災、この観点から考えますと、100年、1000年の規模ではございますが、都市構造に大きく影響するものや、発生予測が困難な災害や法的な規制等によりまして、区域が限定される災害などについては、明確に都市構造へ反映できるのではという風に思っています。その他、風水害につきましては、ハード整備、及び、ソフト対策で対応ではないかと考えているところです。

次にこれらを取りまとめて行きますと、大規模自然災害に備えた都市計画を策定していく上での視点という事で、先ほど来ありましたようにハード整備に関しては、計画に基づいてしっかりやっていき、大規模自然災害を考慮していく都市計画の施設配置や、土地利用の誘導をしていく上での考え方です。提案と致しましては、下のような大きなくくりで、都市計画法で言いますと、両方土地利用に近いものなんですけど、施設の配置や、あるいは土地利用といったものが連動して機能する事により、都市計画の誘導がうまく働くのではないかとという事で、例えば、施設配置によりますものでありますと、災害の施設の配置の検討という事や、ネットワークの構築といった事等が考えられます。土地利用に関しては、居住の規制誘導や建築構造の規制誘導などをもって、対応できるのではないかと、という風に考えています。ただし、下に書いてある内容につきましては、具体の対象や、処方について、前提となる条件がまだ整備されておりませんので、これらを整理した上で、今後小委員会や、市町村との検討の中で深めていきたい内容だと思っております。今回整理させて頂いている観点としましては、ハード整備の部分について、今回の対象とするのではなく、施設配置や土地利用といった都市計画の

中で、先行してあるいは考えていくべきところを、抽出して、議論させていただきたいというものでございます。

最後になりますが、都市計画審議会への報告についてという事で、8月5日の本審議会で諮問頂いてきました主旨としましては、人口減少、高齢社会に対応するため、コンパクトシティーの考え方を基本としながら、地震津波に強い都市構造を構築し、都市全体のランドデザインを描く事により、三重県地震津波都市計画指針、仮称ですが、を策定し、各市町が策定する都市マスタープランや、次期三重県都市マスタープランに反映するために、審議会の調査審議をお諮り致しまして、審議会を設置しています。

この為、次回12月24日に予定されています、本審議会に向けてですが、これまでの計画経過については、審議の経過について、報告させて頂き、前回、委員長からもご提案ありましたように、人を守る事を最優先の視点で地震津波対策指針を、策定する事に加えまして、都市構造や市街地の規模を配置等に大きく影響する、大規模災害を考慮した都市計画の在り方についても提案して行きたいと考えております。

整理する中で、今後の内容につきましては、市町や、県民の意見も踏まえながら検討を進め審議会です承を得る事が出来れば、と考えています。これまでの経過と、本小委員会で議論いただきたい内容について、ご説明させていただきました。以上です。

#### ●委員長

説明は以上でございます。では、先ほど説明にもありましたように、本日は、主に二つの点について、審議してまいります。

まずは、①の対象とする災害規模の範囲について、ご意見の方をお願い致します。

#### ●臨時委員

振り返りのところで、質問して良いのかわからないのですが、まず、本委員会の位置づけの絵がありましたよね。6ページ目ですかね。これ分かりやすい絵なんですけど、一応、赤で白抜きで文字が書いたところが、多分、僕たちがいるところで、右側の白で赤字のやつは、これはどういうふう理解するべきでしょうか。

#### ●事務局

先ほどもお話ししたんですが、ここの部分は、取扱いをどうしようと悩んでいるところなんですけれども、大規模自然災害を考慮した都市づくりの考え方というのは、改めて、これを地震津波の指針、左側にあります、赤の白抜きの部分を入れようという事ではなくて、分けてですね、整理をした上で、上記の風水害や火災といったものの中で軽減をしていくと考えたんですが、ある程度、これまでも考えて来ていますので。

#### ●臨時委員

何かあるんですね。

●事務局

そうですね。

●臨時委員

わかりました。もし、何かあるんだったら、そこは見ておいた方がいいかなというのが1点。それから、その上の現行都市マスの青い字の中の、現状の記載例の中、ちょっと細かい点で申し訳ないのですが、火災等の都市災害の防止と被害の軽減というのは、だいたい意味わかるんですけど、この風水害というのは、どの事がイメージされているのかなという点が一つですね。それももう一つ質問なんですけども。

●事務局

書かれている部分というのは、河川改修などを行って治水を行っている事や、過去起こりました、伊勢湾台風などを受けて、高潮や風水害といったものに関する記載については、もうすでに、ある程度網羅され、都市の災害の防止や軽減といった事の考え方が整理はされています。

●臨時委員

後、最後1点だけ、もうひとつ質問なんですけども。8ページ、なかなか興味深い絵なんですけども。頻度と被害のグラフの、東南海地震、南海地震は、昭和19、21は拾ってあるんですね。

●事務局

はいそうですね。

●臨時委員

おそらく、今日の資料にあった、地域防災計画にある記載から拾われたと思うのですが、これ諸説あるので、確定しにくいのですよ。800とかいう数字もあるし、人によって違うんですね。それから、それは良いとして、下のチリ地震津波はどのチリ地震津波ですか？これも、地域防災計画にあるんですかね。何年のチリ地震ですかね？このあいだ？あるいは、ずっと前？2棟って書いてますよね。2棟という事は、このあいだかな？

●事務局

そうですね。

●臨時委員

ね。本当のチリ津波はもっと。

●事務局

そうですね。昭和34年のチリ地震です。



●臨時委員

34年って、2棟なんですか？

●事務局

三重県は。東北の方での被害が大きかったが、三重県は小さかったようです。

●臨時委員

全壊2棟。

●事務局

配布させて頂いた資料（地域防災計画）の22ページ、裏面の下なんですけど。チリ地震津波というのが一番下にありまして。昭和34年で、日本被害地震総覧によるという事なので、これを記載させてもらいました。

●臨時委員

何となく、印象と違うなという。全壊なんですね。そうなのかもしれません。ありがとうございます。それで、あのう、もうちょっとだけ朝日先生、よろしいでしょうか。

●委員長

はい。

●臨時委員

質問の回答を理解した上で、今日の論点に対する意見ですけども、対象とする災害の規模範囲については、今、事務局からは、かなり頻度が高くて、それから都市計画的に、やらなければいけない。というものを抽出すると、やはり、僕たちのところは地震津波というものが、浮かびあがってくるとう事については、私は賛成します。それで、先ほど質問したんですね。大規模自然災害とその他は何かというと、事務局からご説明あった、風水害をどのレベルでいくかと考えるとき、今までのシナリオにのっとった、河川などを改修しながら対応をしていくという、中小、つまり頻度の高い災害については、都市計画的ではないという事にも賛成です。ただ一点、例えば、広島の場合は、あれは、ちょっと不幸なケースであって。地盤の悪い場所に都市計画的に宅地を誘導してしまった罪は、大きいと僕は思うんですね。元々の市街地ではなかった場所ですし、ああいうものをどう考えるかという事については、大規模土砂災害といいますかね。思いを寄せておかなければいけないと思います。三重県にそんな所があるのかどうか、あるいは、今後、そういう可能性があるのかどうかという事は、考えておいた方が良く思うのですけども。それ以外については、今ご指摘のある南海トラフ等を対象にして、土地利用、あるいは施設配置を考えていくのが概ねの筋としては正しいのかなというふうには、とりあえずは、思っています。

●委員長

川口委員ありがとうございました。

## ●事務局

ちょっと補足させて頂いて良いですか。ただいまの川口先生からもいろいろとご意見いただいて、橋本の方からも、事務局の方からもご説明させて頂いたんですけど。6ページですね、中でマスタープランを作るにあたりましての、ある程度の方針というのは定めております。その中では、右に記載しております、風水害という事で、これにつきましては、都市下水等も都市施設として位置付けておるという事があって、現行の記載があるんですけども、マスタープランの見直しからですね、これまでの間に起こりました大きな社会的な変化という事で、大規模な地震というのがあるので、今回審議会の方に諮問させていただいたというところでございます。

8月に、想定もしておらなかったような大災害が起こったという事で、前は委員会でもご意見いただきましたように。大規模土砂災害等についても、この小委員会の中でご意見頂いたらどうか、というお話もございましたんですけども、頻度的にはずいぶん違いますので、大きな将来の都市計画については、今回、小委員会の方で、地震津波の指針という事でまとめていただいて、ただ、こういう機会に皆さん、貴重なお時間、ご意見いただきますので、今回新たに発生した大規模土砂災害についても、ただ今、川口先生がおっしゃったように、どういう方向が良いのかと、議論いただきまして、それについては、次回のマスタープランの策定の答申の中にきちっと盛り込んでいくと。今回の小委員会でもまとめていただきますのは、地震津波という事に、ある程度、特化したような形でまとめさせて頂いて、どうしても頻度的なものと一緒にしてしまうと、議論がかみ合わないところがあるのかな、というような議論もありまして。こういう形でお願いしたいな、というのが事務局からのお願いでございます。

## ●事務局

先ほどの次長からの提案も含めてのお話なんですが、9ページをご覧いただきたいと思います。こちら表題の方が、大規模災害に備えた都市計画を策定していく上での視点という事で、大規模災害とは書いてあるんですけども。かなり被害の規模、頻度で差異が出ますので、特に地震津波という事を想定した時のこの骨格ですね、土地利用と施設配置。特に前回からも川口先生からもご意見いただいているように、都市は守りきれない。というのは東日本でも、どんな強固なハードを整備しても巨大地震から都市を守りきれない。その中で、命、これを守る。さらに、復興時の核となる、防災拠点や司令塔になる役所を何としても守らなあかん。2次被害というか、怪我をした方が死んでいくとか、そういったものを極力防ぐような拠点となるような医療機関とか。こういった本当に命を守る施設というのをどう配置していくのかという事。土地利用に関しても、そういった施設配置というもの。命を守るという事での避難所であったり、復興をスムーズに進めるためのガレキの置き場や仮設住宅の場所であったり、そういったものをどういうふうなところへ配置していくかを考えておくこと。施設配置と土地利用に関しても、命という事を前提とした都市のあり方、設計ということを考えていく必要があると考えています。一方、先ほどありましたように。土砂災害など、ある程度、場所が特定されるリスクについては、これも命に関わりますので、ピンポイントであるけれども場所が特定される、そういったところには、当然住宅や施設を誘導しない。この2つを少し切り分けて、ご議論いただければというのが、事務局からのご提案でございます。

●委員長

はい。ありがとうございます。それでは、今の事務局の方からもお話をいただきました。川口委員からもご意見の方をいただいて、他、事務局の方の答えもいただいたのですが、それ以外です。柳川委員、村山委員の方でありますでしょうか。

●2番委員

今のやりとりでだいぶクリアーになりまして、非常に大規模な大地震津波災害に対する対応と、それから高頻度で起こる土砂災害、台風等の被害、集中豪雨の被害を切り分けて考える、ということがわかりますが、僕はやっぱり両方とも検討しなければならないと考えてるんですけども。庁内の検討の中での意見で、頻度が高く、ダメージが比較的小さい風水害は、長期的スパンで土地利用を誘導する都市計画で扱うにはなじまないのではないかというご意見は、僕は反対です。馴染むと思います。これから、3年に1回とか集中豪雨が起こる訳ですよ。これが、これから何十年もその都度自治体は復旧の対応をしなければならない。個人レベルでみると、財産を失う。やっぱりダメージがある。人口も減って行く中で、これから自治体の財政もだんだん難しく、状況が厳しくなる中で、本当にそういう市街地を維持していく事が良いのかどうかというのは、長期的にみれば疑問だと思うんですよ。だから、今すぐに、ここから撤退とかそういうことではなくて、長期的に、間違ってもそこに人口を誘導するような施策はうってはいけないと思うので、それは、そういう意味では、やわらかく扱う。大きな都市構造の再編を今すぐやるという事ではないけれど、長期的に見て、災害が頻発する市街地をどうするか、ということには触れると思うので、そういう意味であえて、この意見には反対しますので、申し上げます。

それから、10ページのところで、都市計画審議会の報告についての二つ目の四角で、人の命を守ることを最優先とする視点で、というのは良いんですけども。もし、皆さんの合意が得られれば、少し加えて欲しいんです。人の命を守ることを最優先とし、中長期的には財産や生活をも守ることも目指しという風に書いてほしい。都市マスタープランの目標の、実際に全然違うと思いますが。10年後を考えて、20年後を考えて作ると思いますが、ただ、50年後ぐらいを考えながら、今、10年でやらなければいけないこともやっぱり同時にスタートしなければならないので、そういう意味で、中長期的な視点というのも入れて欲しいなど。ただ、でも、最優先事項として、大規模な地震や津波から命を守るということについては私も認識しています。

●委員長

一つは、先ほどお話があったような、切り分けですね。先ほどの大規模災害についての、風水害関連のもの、それから、特に大規模な、今回想定している地震津波の物を切り分ける、というのが一つ。

それからもう一つは、少し、優先と言いますか、全く入れないのではなくて、その中に当然入れて行きながら、中長期的なところも考えて特に人口を誘導させないような都市計画、そういうところ、特に危険な場所、ピンポイントなどところについては注意を払いながらも、都市マスタープランを作っていくかなければならないというのは、大切な点だとは思いますが。その点は事務局はどのようにお考えでしょうか。

●事務局

はい。ありがとうございます。先生方からのご意見をいただきました点、良く理解出来ますので、少しですね、整理させていただきながら進めたいと思いますが、最終的に審議会への報告内容のところはどう盛り込むかは、もう少し、この小委員会の中で議論頂いた上で、進めたいと思います。

ただ、小さなダメージ、確かに個人レベルではですね、影響があるという事は十分理解をしておりますので、この辺りはどこまで、どういう形でお見せしていくのか、という事についての整理がもう少し進めばと思っております。宜しくお願いします。

●委員長

では、柳川委員どうぞ。

●4番委員

意見ではないですけども、事務局より、対象とする災害の範囲について、風水害については、残さずに、大規模の災害が想定される土砂災害については加えるというお話がありましたが、私も、土砂災害については、風水害や洪水に比べ、急激で、地形が変わるほどのものであり、避難誘導が難しく、非常に災害が大きくなるように考えられますので、やはり災害の範囲に入れるべきではないかと思えます。それから風水害について、これを都市計画で取り扱うべきなのかどうかというのは、私はわかりですけども、(村山委員の災害の範囲に風水害も入れるべきだという意見について、)今回対象の範囲から外れても、資料の6ページの、現行都市マスタープランの中にある、風水害、火災等の都市災害の防止と被害の軽減というところで、引き続き特に重点的に考えて行く項目としての取り扱いでも良いのではないかと思います。私が現在住んでいる所がいつも避難勧告が出る所なんですけども、毎回避難勧告が出るような場所についてはやはり課題としての認識を持ったうえで検討事項として残しておいていただきたいと個人的には思っております、よろしく申し上げます。それから9ページの視点についてですけど、施設の配置と土地利用という事で、都市計画で考える分には、すごく限界があり難しいと思いますが、ここに時間軸という考え方を少し盛り込んでいただければ、市町の方も検討しやすいのではないかと思います。50年後くらいの目標があって、短期的にはこういう利用の仕方をするけれども、中期長期は、例えば施設の配置、土地利用については、中期、長期、短期どのレベルで整備して行くのが良いのか、という時間軸も盛り込んで頂ければどうかと思います。以上です。

●委員長

柳川委員、ありがとうございました。今、お話があった、まず一つ目の方は、現行都市マスタープランの方に風水害がもう現状記載例として入っているので、こういうふうな取り扱いの方法でというお話。後もう一つは、大規模自然災害に備えた都市計画の視点の方ですね、追加配置、土地利用がありますけど、こちらの方で少し時間軸を入れた明記の仕方ということがあったかと思えます。その点については事務局の方はいかがでしょうか。別の方から付け加え、今のお話と加えていただきたいのが、原状でも風水害の問題が都市問題の観点の中に入っていたのですけれども、今回のように広島の場合のようにすでにそのような事が入っているながらも、事象が起きてしまったというところの問題点があったかと思うのですね。そういう所がマスタープランの所にきわめて配慮できなかったものなのだ

ろうか。そここのところが取り組まれていれば、こういう事は比較的大きな問題にならなかったといった点についても、これも加えてお答えいただきたいと思います。

●事務局

ただ今のお話で、土砂災害の件については広島県の災害以降、県でも来年から調査を急いでいく事になっています。私ども検証結果でも、現在市街化区域になっておる中に、イエローとかレッドとか、実際の話、なりそうな所もあるといった事があって、その辺りの所が、確かに横方向の連絡が悪くて、欠落していた部分がありますので、その辺りについては今回土砂災害が大規模なものが起こったということがございますので、この小委員会でもどういうふうな方向が良いのかを議論いただいて、今後このマスタープランにきちんとした反映をして行くという書き込みなり、もう少し詳しい書き込みをしていきたいというふうに思っております。もう一点、地震・津波につきましては、先程からも、まったく想定を超えるような被害がございましたので、これについては、特出しこの指針をまとめていただいて、村山先生おっしゃったように、この委員会で風水害の件は検討しない、という事ではなしに、最後のまとめ反映、書き振りの所を、きちんと今度のマスタープランの中へは書き込んでいきたい、という事でございますので、その辺りご理解いただければな、と思います。

●事務局

村山先生からご指摘いただいております、人口が減って行く中で、どういう形でコンパクトという方向性についてもですね、国だけではなく、本県もそういった方向で考えている所なんです、当然その頻繁に起こる災害について、安心して住めるということで都市基盤、命を含めた都市基盤を守って行くという取り組みは、ハード整備を中心にやっているわけなんですけれども、当然ながら、リスクが、命に関わらなくても財産の被害が頻繁に起こる地区については、だれが考えても積極的にそこへ人口誘導していくというは、方向性としてですね、おかしいのかなと。先程おっしゃっていただいたように、やはり安全で、財産・命を守るコストがより軽減できる、そういった大きな流れというのは、当然、次のまちづくりの考え方にも入れて行く必要がある、というふうに思っております。ただ、市町さんで先程おっしゃっていただいた時間軸であったり、あるいは物理的にですね、土地の確保という問題があるかと思っておりますので、基本的な方向と時間軸、あるいは織り込み方については、いろいろ市町さんの方の意見も聞きながら書き振りの方も検討した上で、審議会の方にもご提案をさせていただきたい、というふうに思っております。

●2番委員

よろしいですか。

●委員長

はい。

●2番委員

ある自治体の市長さんは、風水害が頻発する所を、市街化調整区域から市街化区域に編入したい、というご意向をお持ちのようです。都市計画論の正論から言いますと、こういった土地を市街化編入

というのは良くないし、むしろ空洞化している中心市街地の再生が優先されるべきです。そういうのを、最後は政治的に決着するしかないんですけども、やっぱり県が出すこういう都市計画指針というのは、こうあるべきだ、というのをかなり強く言った方が良いと思うんです。それで、この指針に対して自治体が、100%その通りに従うかどうかはもう自治体の判断、現場のいろいろな政治的な判断もありますので、ひょっとすると、指針に反した事が書き加えられるかもしれないけど、それについては県との戦いがあるかもしれませんが、そこはやっぱり市町村の意見を聞くことは必要だと思いますけど、あまり市町村の現場の事情に合わせて指針のメッセージを弱くする事は、ちょっと気を付けた方が良くないかな、と思います。

そういう意味でちょっと風水害の事は結構うるさく言っています。

### ●臨時委員

よろしいですかね。僕の最初の質問に戻るんですけどね。昭和34年の伊勢湾台風というすごく大きなインパクトが三重県にあって、そこから僕たち50数年間、三重県が作って来たシナリオがありますよね。これは多分伊勢湾台風をターゲットにして、その後まちをどうするんだ、という県土を作って来たシナリオであって、それを今回大転換するのか。多分村山先生おっしゃっているのはそこだと思っただけです。僕たちは恐らく伊勢湾台風クラスの発生頻度と、外力に対しては、こういうふうなまちを守り、こうやってまちを作って行こう、というシナリオを作って来た。だけど、今、これに対して、やっぱり社会的情勢が変化したので、人口が少なくなり、コンパクトシティとネットワークという時に、今までのこの方針を転換するのかわからないか、という問題に触れるような気が、ちょっとするんですね。ここに触るべきだという論も勿論あるし、今までハードで守るんだから、ここの0メートルに家を建ててもいいよと、県はそう言ってないかもしれないけど。

### ●2番委員

守るという方針。

### ●臨時委員

そうそう、守るという方針をどうするか。地震については入力も変わってしまっている状況だから、これはちょっと立ち止まって考え直さないと、今まで考えてなかったし、それは正しい方向だと思うんですが。今、議論されている所は、今までの方針から多分逸脱するとすれば、広島県かなとちょっと思っただけで、これについては絶対触っておかないと、県民も納得しないし、市町村も納得できない。だけど、もちろん先生のおっしゃる事よくわかるんです。そこですよ、そこまで僕たちが覚悟できるか、という。

### ●2番委員

よくわかります。国が言っているコンパクトシティ、コンパクト+ネットワークというのは、構造転換するという、人口減少とか財政難とかいう事が前提なので、僕はそっち側でしゃべっていますので、その辺はご了承いただいて。国が全国一律で出している指針については、三重県の状況に応じてアレンジしていけばいい、どのくらい都市構造を転換するのか、今までの防災の大きな方針をどう考えるのか、その辺は議論が要る。私はそういう意味では極端な事を言っていると、自分でも思っ

います。

●委員長

今、お話しにあった、川口委員の言った伊勢湾台風等を基本として、今までそういう事を想定しながらまちづくりをしていた観点も一方ではあり、それから前回の広島のような、いわゆる想定外だったものがあり、全く想定されていた部分との齟齬があった事による大きな影響があるかと思うのですね。これは私の意見なんですけど、例えば開発規制みたいな、開発ができる所が、ものすごく広がったんじゃないか、本当を言えばここは開発してはいけない部分に開発されてしまった為に、そういう影響を受けたのではないかというのがあるんじゃないかと思うのですね。その辺りは、事務局サイドとして県はどんなふうを考えておられるのですか。

●事務局

ご指摘のとおり、広がりすぎた市街地、これは大きな課題だという事は国、県、市町ともに理解している所で、今後その部分について、先生方おっしゃられるように、危険リスク、いわゆる個人の財産にも影響するような場所を選定して、わざわざ住んでもらおうなんていう思想はもともと都市計画にはございませんが、そういった誘導は考えていません。具体的に、これから起こそうという新規の開発、地域にとって活性化の原動力となるような部分に、その危険リスクをどこまで受け入れるのか。これまで起こったもので危険なものについては、対応の方は人口減少であるとか誘導という形は取れるんですけど、行政が活力を生み出すために、今後生み出さなきゃいけない部分を、どうして行くのかについては、防災的とは別のステージにあります。ただ、ご指摘の通り危険な所にももちろん都市計画として誘導するわけにはいきません。かといってそこを価値のない状態のまま置いておけるのかとか、利便性の高い所だけれども、危険リスクが高いから使えないんだ、というふうに置くのかは、あくまでも市町レベルで判断すべきだと考えています。私たちは複数の提案をしておく事で、あるいは複数の誘導施策や、あるいは開発の誘導策を含めて提案しておくことで、それぞれの市町の特色や地域の状況に合わせた選択をでき、危険リスクに対する評価なり対応というものができるとは考えています。その辺りを踏まえた上で、最善の策を選んでいただけるような複数の選択肢を用意するという事が県にとっては大事だろうと思いますし、県としても考え方を提示して行く事が重要かと、先生方のお話を聞いて感じました。

●委員長

ありがとうございます。そうするとそのような形で、村山委員のご提案の方が解決されていく方向だと考えてよろしいですか。

●2番委員

はい、結構です。災害リスクが高い所でも、どうしてもそこを開発して行く必要があれば、災害リスクが高いという事を前提とした作り方をしていけばいいですね。一方で、もし別の良い土地があるんだったら、そこは選択しない方が良くないか。それはケースバイケースですので、そういうことが方針の中でちゃんと伝わるようにすればいいのかなと思います。

●委員長

そうすると、県としての指針、今回これからどういう様な書き方をして行くか、という事なんですけれど、そこについては、やはり、配慮してもらう部分、評価していただく部分、それからピンポイントとして、こういう所は、危険リスクが高い所は配慮していただくであるとか、そういう所はやはり県としては方針として書いていただいている、後はそれを最終的に市町が判断する事になる、と言う事になるかと思えます。後は、今の範囲についてはこれでよろしいでしょうか。それではですね、次に二つ目の対象とする都市計画を策定して行く上での視点についてのご意見の方をお願い致します。最初に川口委員の方からお話をいただけたらと思えます。

●臨時委員

私、最初に、ここも含めて言ったつもりなんですけど、基本的に今議論の中にありましたような拠点の整備みたいな話は、災害が起きた後に引きずる事なので、これは全くもってその通りだなあと。つまり、リスクの高い所に拠点を整備する事の議論は、必ず議論されなければいけない事なので、施設配置のスキームをここへ持って来ると言う事も正しい事だし、土地利用は、私は、専門家ではないんですけど、明らかに、先程の話の続きですよ。リスクの高い場所にものを誘導するという事を規制するというスキームは、もちろんあるんだろう。この二つをうまく連動させてやる事について、私は基本的方針としてはこれで良いのではないかと、思っているところであります。

●委員長

ありがとうございました。村山委員の方から、こちらについてはいかがでしょうか

●2番委員

はい、小さい質問なんですけど、土地利用の3点目の区画内ってありますよね。区画って何ですか。

●事務局

区域です。

●2番委員

区域ですか。

●事務局

市街化区域は、市街化調整区域といったそれぞれの土地利用規制を行っている範囲、というふうにご理解いただければ。

●2番委員

はい、わかりました。ここに書いてある事は、このとおりだと思いますので異論はありません。それで、都市計画の二本柱が土地利用と施設配置計画なので、それがここに載っているわけですけど、ここに書いてないことを言いますと、この上に、例えばいろんな防災の方針とか、水と緑の方針とか、交通の方針とかっていうのがあって、そういうのを空間的に配置したりする方針が都市マスタープラ



ンと考えると、この上に分野別の方針があって、それを受けてそれを統合する方針があって土地利用計画や施設配置計画を立てる、と、そういうイメージかなと思います。関連してなんですが、スライド6の所に現行都市マスタープランとあって、僕はずっといろんな都市マスタープランのおかしいなと思っているのは、土地利用計画、施設配置の方針、都市防災まちづくりの方針、あるいはこの後に景観とか、緑と水とか、交通とか産業振興とか、並列になっているんですけど、都市計画の法律の中で出来るのは土地利用計画と都市施設配置なんで、並列に書いているのはおかしいな、とずっと思っているんですよ。だから、分野別のこういういろんな方針があって、それで、それを受ける形で都市土地利用計画、都市施設計画の方針があるというふうに、なんか次の世代の都市マスタープランを変えて行けないのかな、と思っている、ちょっと蛇足ですけど。以上です。

●委員長

柳川委員からも、ここの所については、先ほど時間軸を導入して、というお話がありましたけど、それ以外についてはいかがでしょうか。

●2番委員

普通なら土地利用を左に書いて、右に施設を書くと。どっちを優先するのかみたいな話があって、施設整備で土木的なインフラも含めてそういうので対応していこう、という方針なのか、やっぱり土地利用がベースにあって、土地利用の方で、ある程度、減災対策をしたうえで、それでも守らなければいけない所は、土木的なものでやるとか施設でやるとか。僕だと、土地利用を左に書きたくなる優先したくなります。

●事務局

これは意図的に、特に命を守るという事を前提に出す、という話で行くと、土地利用よりも、とにかく生き残る、避難所あるいは避難施設をどこに作るの。で、その拠点となる、被災時や復旧復興の拠点となる施設をどこに作るのか。これを決めた上で、地震・津波の被害が最小限になるようこのため、意図的に順番を表記したものです。土地利用をどう考えて行くかと、いうことを明確に打ち出していきたい。

●2番委員

真っ白な所から新しい都市を作る場合は、どっちを先に、というのはいいんです。今出来上がった市街地の中で、命を守る事を最優先した場合に避難地を優先しようと。はい承知しました。

●委員長

これは、先程分野別に取り上げたみたいなものを入れ込んだりとか、前のご意見の時に柳川委員がおっしゃった時間軸を導入したり、それも可能なのですかね。これの次の視点のところにもうちょっと細かい記入をしてもいいのかと思うのですが。

●事務局

そうです。前回、柳川委員の方からご提案があった、すぐにやらなければいけないもの、今後進め

て行く中で当面やっけて行く、それから長期のビジョンとして置くものを整理していく予定ですが、先生方からご意見がありましたように、過去にいろんな所で議論はされているので、その整理の前に、まずどういった整理の仕方をするかという事を整理しないのですが、これまで整理の仕方が決まらなかったもので、今回、前提となる条件について確定し次第、整理させていただきたいという事で提案させていただきました。

#### ●臨時委員

私、ちょっと行かなければいけないので、1つだけ。9ページの話は、よくわかりました、意図が。実は、三重県29市町あるんですけど、そのうち半分位、防災に関わらせて頂いている中で、今たぶん、市町が一番悩んでいるのは、当面、次の施設を、公共施設を置く時に、どこをどれだけ配慮すべきかというものがあまり示されていないで、やはり東日本を見た人達は、「本当にこれでいいの？」という話はどこでも出て、それが選挙の争点になったり、市民の議論になったりしているのですね。だから、この施設配置について、どういう事を考えなければいけないのかと言う事は、ここで示されることはかなり有用だと思います。ですから正に時間軸の話はあったんですけど、これ早くやっけてくれ、というのは多分現場の非常に強い要望で、そうしたらこの視点とこの視点、先程村山先生の話あったんですけど、県としての大きな方針はこうだけでも、我が町の事情があるから、これとこれとこれを見て、こういうふうなシナリオを作りました、と市民に説明ができるので、これとても大切な事だなあと、理解をしました。なんか感想みたいな話ですみません。

よろしいでしょうか。後は皆さんにお任せして、申し訳ありませんけれども、ここで退出させていただきます。

#### ●委員長

今、川口委員からも言われたような、施設設置といったことをこちらの書きぶりに入れていただいたように組んでもらいながらですね、対照的にはなると思うのですが、最終的にはどういう土地利用の場所に作らないといけないか、と言う事だと思います。後は今まで大規模自然災害というのは考えなかった時には、先程お話があったように、土地利用の部分が最初にあって、一つは、土地利用がこの資料の左のところにあって、それで大規模自然災害の視点が入り、施設配置というのでも良いのかもしれないですよ。施設配置が最終的にこうあるべきだ、というか、こういう風な事を検討しないといけないんじゃないか、というので逆に資料の右になっても、すごく強調される事があるかもしれないですね。

#### ●事務局

最終的にはマスタープランに反映するという事で、大きな面的な土地利用をどこから入るか、範囲をどう考えるか、そこに必要な施設は何か、と言うような考え方になろうかと思います。地震・津波という所での視点としては、同じような書き方にするか、実際の反映については、マスタープランは恐らくそういう面的な所から施設というふうな書きぶりになってくると考えます。

#### ●委員長

例えば、通常書きぶりとはちょっと違う形で、今回はこの小委員会自身は大規模自然災害という

事が新たに付け加わった小委員会のため、そのところが明確にこの中でわかるようにしてもらえると、大変良いかなと思います。

他にどうでしょうか。こちらの視点の方でもう少し検討した方が良いとか、加えた方が良いであるとか、今後、小委員会続いて行くので、その中でも当然見直しもできると思います。もし他にも小さな事でもどんな事でも何かありませんでしょうか。はい。

## ● 2 番委員

この枠には入らないと思いますが、実際、自治体が都市マスタープランを作る時に、例えば津波の想定がある範囲で、第一種低層住居専用地域があつて、地権者から、津波が来るところだから、3階建て4階建てのマンションを造りたいんだと。そうすると10m規制がかかっているからできないですよね。その時に、一地主のご意見を聞けば、少し用途地域を変えたり、あるいは地区計画を立てて緩和してつてのあるのですが、一方で、津波が来たら逃げれば良くて、低層の、緑ゆたかなこの環境が良いという方もいらっしゃる、地域の中でもやっぱり意見が対立するわけですよね。じゃあ、自治体の都市マスタープラン作成する委員会でどっちにするか決めれるかという、実はそう簡単には決められなくて、結局、書き方としては、そのエリアはどういう津波が想定されているけれども、第一種低層住居専用地域になっていて、検討が必要なので、それについては地域レベルで考えて行って欲しい。だから市民参加を積極的にやりながら、この町をどうするかを考えてみましょうっていうふうにせざるを得ない。通常マスタープランは、2か3年位かけて業務として行うんですが、2年3年では話し合いは終わらない可能性もある。もちろんすぐに逃げれるような短期的な施策はできるかもしれない、長期的な土地利用規制の変更とか、多分、2、3年じゃ収まらない。実際に作ると3年のうち、実質、議論出来るのは1年ぐらいしか無理なので、全て自治体のマスタープランの策定のプロセスで決めるんじゃないなくて、ある程度方向性や課題をきちんと言った上で、後は地域に入ってじっくりとやる、ということも。そういうやり方ですよね、を含めて、何か自治体に対して何かアドバイスができるといいのかなと。今、これからの委員会での検討を進めていけば良いのかなと思います。

## ● 委員長

今のような、コンパクトシティと言っている反面、リスクの部分も考えたりという、両方の様々な要素を考えると、どちらも重要だということだと思いますね。今の、特に村山委員からお話のあった、市町の方で、例えば市民参加、住民参加を促して地域を自分達がどういうふうにご利用して行くか、どういうふうな住み方をして行くかということが、大変重要なことになって来る、という事だと思います。ここでのマスタープランで、都市計画審議会の方に報告して行く中で、お話にあった内容、いわゆる本当に両面があるような時の書き振りということについて、県の方としてはどんなふうにして行こうとお考えでしょうか。

## ● 事務局

ありがとうございます。私達が考えている大きな方向としては、プレーヤーである市町が、どういう町の大きな構造を作るかという視点、つまりどういったコンパクトでネットワークで活力ある地域を作るかという点について、大きなビジョンは持たれると思いますので、その方向についてアドバイスを、いわゆる都市構造のパターンのようなものを一つご提案する。次に、地域ごとに低層の浸

水地域について、中・高層にするのか、低層を維持しつつ命を守れるような形にするのか、構造を強化して許可するのか、いろんな事に付いての提案をしていきます。これを切り分けさせていただきながら、50年先はあるいは100年先の長期部分のビジョンと当面活用から最終的にどういうふうな誘導をするのか、という部分について、うまく整理をしたものをご提案できれば市町にとって非常にわかりやすいものになると思っています。今回の部分で、特に新たに発生した事象に対して対応するという事で、大規模津波、土砂災というものにできるだけ限定したいというのは、これまでも脈々と作って来た都市構造を、できるだけ維持したいという市町や、活性化したいという市町に対して、全部ダメですよという視点では、県としても提案しにくく、地域ごとに一生懸命考えて頂けるようなものをご提案できたらと考えています。先程からご提案がたくさんありましたので整理した上で大きく分けて提案したいと思っています。

### ●事務局

村山先生からご提案のあった、当然リスクの高い土地に、今のままですね、人口が減少して行く中で、今はまだ住居があるけど、現実に津の方でもですね、御殿場海岸や阿漕周辺では、高齢化が著しく進んでいて、浸水のリスクもあるという事で、かなり土地の流動性がほとんどないという現象になっています。このため、土地を売って安全な所、あるいは便利な所へ、といった行動を行いたくてもできない状況になっています。この辺は、第一種低層住居専用地域になっているわけですが、ただちに「そこは住む事は望ましくない」として一低地域から変更することはできないと思います。ただ、方向的にですね、最低限の生活環境の維持は必要だと思うんですけど、より利便性の高いエリア・空間は、やはりある程度リスクが少なくなり、あるいは交通結節点であったり、そういった所に生活利便の物を集約して行きましょうと。まちづくりのビジョンとして、どこがこれから住むのにより良い場所というのを提示していく。すなわち都市機能の誘導というところが重要になってくると思います。ただ、なかなか短期的に誘導して行くことは困難であると思いますけども、規制と誘導というのをミックスしながら誘導していく方向なのかなと考えています。こういうのは地震・津波という事ではなくて、今後のマスタープランの方向性として、よりリスクの少ない快適な場所へまちを誘導して行きましょう、というふうな方向として出す。その所にリスクというものも加えて行く、という方向で検討して行きたいと考えています。

### ●委員長

ありがとうございました。そうすると、ある意味、地震・津波の頻度、それからどれくらいの規模かもありますし、それを考えるとどれくらい短期的にそのような事に対応できるかというのは、極めて難しい部分があると思うのですね。頻度は、長期スパンの中でいつ起こるかわからないけれども、そこは一応考えながら、長期的に見てどういうふうな誘導できればベストなのか、というところになれるような提案をイメージしていくという形になるかとは思いますが。その時にやはり、利便性の高い空間であるとか、どういう様な点を特に注意しなければいけないであるとか、どういう所を検討し加味しなければいけないかというのは、明確に書き、ここは市町の人に特に注意をしなければいけないんだという所や、どういうところを進めるべきであるかという所を明確にしてもらえると取組やすいかなと思います。どうでしょうか。

●事務局

ちょっと事務局から、よろしいですか。

●委員長

はい。

●事務局

10 ページのところなんですけど、最終の審議会の報告の内容ですけれども、今日議論いただいて、ここを書かずにある程度議論した上でここを書こうと思っていました。委員からいろいろありましたように、人命を守る事の他に、中・長期の視点に立ったものも考えた上で進めるという事なので、まずは一時的には地震・津波で諮問を受けていますのでそのところを検討し、次に、災害全般に広げて議論をしたいのですけれども、特に、予期する事が非常に困難なものとして、地震・津波や大規模土砂災害といったものについては、特に中心に課題解決していきたいと考えています。その他の災害についても決してこの議論からは外さずに、全般の議論としては、議論をいただいた上でマスタープランの方へ反映させていただきたいと思います。

つまり、中心課題は近年起こった事象であるとか、これまでマスタープランの考え方に反映されていなかったものを中心に書きながら、次の基本方針のなかで今まで書いてあったものについても、その検討方法について示していけるようにさせていただきたいと思います。最終的には、委員長と最後の調整をさせていただいて、文言を決めさせていただきたいなと思いますがいかがでしょうか。

●委員長

それと、先ほど村山委員の方から、中・長期の文言も、ということがありますので、そのあたりも加える必要があると思います。その辺りも配慮しながら文面の方を検討してみます。

●委員長

次回、私の方で都市計画審議会への報告という事が、今月ありますけれども、事務局と検討した上で、文面等考えさせていただき、今回の審議過程の報告をいたします。

ただ今の連絡事項につきましては、他にご質問等ありますでしょうか。はい、どうぞ。

●事務局

いろいろご議論ありがとうございました。次回の小委員会に向けてですが、本委員会の方へご提案をさせて頂いて了承が得られましたら、次回は概ねの、目次のような構成のようなものに入って、最終的なたたき台のイメージを少し出せたらなど。2月13日だったら少し時間がありますので、そういった中で進めたいなと思います。それから、市町さんの方からもこれに関して意見をいただこうと思いますので、そういう方向で。ちょっと具体の所まで入れるかどうかわかりませんが、考えておりますのでよろしく願います。

●事務局

問題は、9 ページの記述の具体的な視点であったり、考え方ですね、どの程度のものを絞り込んで行くのか、おそらく市町さんの方でいろいろな意見も、ここはたくさん意見いただける所ですので、

そういった所を含めてですね、今後議論していただけるよう準備をしていきたいと考えています。

●事務局

それでは、次回開催予定を2月13日、午前ですね、場所はちょっと考えますので、改めましてご連絡差し上げます。事務局からは以上です。

●委員長

ありがとうございます。では、次回は13日ということです。川口委員は帰られましたけど、次回に向けてですね、こういう資料を用意してくれとか、そういう事がありましたら事務局の方にまたご連絡いただければと思います。議事進行もありますが、なるべくこの場で議論いただくと、情報を共有頂けると思いますので宜しくお願い致します。それでは以上をもちまして議事は終了いたします。

●事務局

朝日委員長には議事の進行ありがとうございました。また、委員の皆様には、本日は長時間ご審議をいただきまして、ありがとうございます。

これをもちまして、第2回「三重県地震・津波対策都市計画指針（仮称）」策定に関する小委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。